

議案第 1 2 1 号

未来をひらく農と食のまちづくりと地方創生の総合的な振興のための京丹後市と京都農業協同組合との包括連携協定の締結について

未来をひらく農と食のまちづくりと地方創生の総合的な振興のための京丹後市と京都農業協同組合との包括連携協定を、別記のとおり締結することについて、京丹後市議会基本条例(平成 1 9 年京丹後市条例第 5 5 号)第 1 0 条第 1 項第 3 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

京丹後市がもつ豊かな農業・農村環境及び本市が「美食都市」として選定されたこと等を背景に、未来をひらく多彩で豊かな農業及び農村環境の本格的な推進とこれを基盤とする美食都市のまちづくりの本格的な推進を図るとともに、これらを活用等して広く地方創生の総合的な振興を図るため、包括連携に関する協定を締結するものである。

(別記)

未来をひらく農と食のまちづくりと地方創生の総合的な振興のための
京丹後市と京都農業協同組合との包括連携協定書

京丹後市（以下「甲」という。）と京都農業協同組合（以下「乙」という。）は、本市のもつ豊かな農業・農村環境及び甲が「美食都市」（※）として選定されたこと等を背景に、甲における未来をひらく多彩で豊かな農業及び農村環境の本格的な推進とこれを基盤とする美食都市のまちづくりの本格的な推進を図るとともに、これらを活用等して広く甲及び乙に係る地方創生の総合的な振興に資するため、次のとおり包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（※）第1回「美食都市アワード2024」にて選定

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携を図り、双方の有する知見やネットワークなど知的・人的資源を活用しながら、農業及び食の分野を中心に広くまちづくりの各分野において連携・協力を進め、もって、未来をひらく農と食のまちづくり及びこれらを活用等して行う地方創生の総合的な振興に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

（1）農業の総合的な振興及び生産の本格的な拡大推進

- ① 農業の振興及び多彩で豊かな生産の拡大に向けた取組の推進に関すること。
- ② 担い手の育成支援に関すること。
- ③ 環境保全型農業、有機農業をはじめブランド力のある農業の推進に向けた取組に関すること。

（2）市民等の農業参画交流の促進

- ① 学校給食での地元食材活用など食育の振興に関すること。
- ② 丹後王国「食のみやこ」の活用も含め、農業体験などを通じた市民等の農業への理解と参画交流の促進に関すること。

（3）農業を基盤・活用した「美食都市」及びまちづくりの推進

- ① 地消地産の推進に関すること。
- ② 地元食材を活用した観光の推進、農業体験等を通じた移住の促進に関すること。
- ③ 農業と料理人及び関係者との連携に関すること。
- ④ ふるさと納税を通じた農と食のまちづくりの推進に関すること。

（4）暮らしの安全・安心と防災・減災の推進

- ① 日常の安全・安心な地域生活への支援に関すること。
- ② 災害時の必要物資の供給、必要に応じた避難施設の提供をはじめ広く防災・減災の推進に関すること。

（5）その他本協定の目的に沿うこと。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申し出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1箇月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。この場合において、甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に起因する何らの損害の賠償を求めることはできない。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の実施を通じて知り得た相手方の秘匿すべき情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、両者で協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市長 中山 泰

乙 京都府亀岡市余部町天神又2番地

京都農業協同組合
代表理事理事長 大槻 松平

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 6 年 12 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第121号
未来をひらく農と食のまちづくりと地方創生の総合的な振興のための京丹後市と京都農業協同組合との包括連携協定の締結について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他（ 協定 ）

《政策等の概要》	《市民参加の状況》					
農業が主要産業の一つである本市において、京丹後市と京都農業協同組合が様々な分野において、両者が相互に有する知的・人的資源の活用等を連携して進めることにより、農業及び農村環境の本格的な推進と、これを基盤とする美食都市のまちづくりの本格的な推進を図るとともに、地方創生の総合的な振興に資することを目的として協定を締結するものである。	有 ・ (無) (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)					
	《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
《政策等の必要性》	《将来にわたる効果及び経費の状況》					
令和6年3月に「美食都市アワード2024」として選定されたことを背景に、「美食都市」として観光、健康などトータルの観点から地域の農産物、農業に携わっている方々との関わり合いを深め、地方創生に繋がるまちづくりを進めていくため、これまでの京都農業協同組合との連携を体系的にまとめ、かつ、新たな分野の連携を加えた包括的な連携協定を締結することにより、京都農業協同組合の持つ栽培技術や販売ノウハウ及び農家とのつながりを活用した効果的、かつ、総合的な農業振興を展開しようとするものである。	協定の締結により、「農業の総合的な振興及び生産の本格的な拡大推進」、「市民等の農業参画交流の促進」、「農業を基盤・活用した「美食都市」及びまちづくりの推進」、「暮らしの安全・安心と防災・減災の推進」などの分野において、より連携・協力体制を築くことができ、農業振興のみならず、地方創生の総合的な振興の推進を図ることができる。					
《提案に至るまでの経緯》	《総合計画等の整合》					
R6.3 本市が美食都市アワード2024受賞 R6.6.6 農業振興に関する協議 R6.7.23 協定締結に向けて協議	総合計画 計画項目	2	6次産業化・ブランド化で農林業を振興			
《政策等の実施時期》	○その他の計画(該当する場合のみ)					
	計画名称					
	策定年度					
	計画期間					
令和7年1月	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
	農林水産部	農業振興課	有 (無)			